

奈良県立大学FD・SD委員会規程

(目的)

第1条 奈良県立大学のファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）及びスタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）に関する事項を審議するため、FD・SD委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項等)

第2条 委員会は次に掲げる事項について審議する。

- (1) FD及びSDの調査及び検討に関する事項
- (2) FD研修会及びSD研修会等の実施に関する事項
- (3) FD活動及びSD活動の支援に関する事項
- (4) その他FD及びSDに関する事項

2 委員会は、前各号に掲げる事項に係る審議の結果について、教授会に報告し、又は意見を述べるものとする。

(委員)

第3条 委員会は次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 副学長（副学長を置かない場合は、学部長）
- (2) 副学部長（教務担当）
- (3) 事務局長
- (4) 専任教員のうち委員長が指名する者 2人以上
- (5) 一般職員のうち事務局長が指名する者 2人以上

2 前項第4号及び第5号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任されることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、副学長をもって充てる。ただし、副学長を置かない場合は、学長が委員長を指名する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、委員以外の教職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(FD部会)

第6条 委員長は、第2条に定める審議事項等のうち、FDに関する審議を行わせるため、FD部会を設置する。

2 部会は次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 副学部長（教務担当）
- (2) 教務委員会委員

3 FD部会に部会長を置き、副学部長（教務担当）をもって充てる。

(SD部会)

第7条 委員長は、第2条に定める審議事項等のうち、SDに関する審議を行わせるため、SD

部会を設置する。

2 部会は次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) 事務局各課長
- (4) その他、SD部会長が指名する事務局員

3 SD部会に部会長を置き、事務局長をもって充てる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は事務局総務課において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。